

平成25年度第2回
宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成26年2月5日（水曜日）

午後1時30分から午後2時まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成25年度第2回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成26年2月5日（水）午後1時30分から午後2時まで

場所：宮城県行政庁舎4階特別会議室

出席委員： 増田聡委員 井上誠委員 奥村誠委員 京谷美智子委員 福田稔委員

欠席委員： 浅野孝雄委員 小林達子委員 西出優子委員

司 会 それでは定刻となりましたので、只今から平成25年度第2回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。はじめに会議の成立について御報告いたします。

本日は、増田部会長をはじめ5名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に配付資料の確認をさせていただきます。まず次第です。裏面が出席者名簿となっております。次に資料1、県民意見の提出状況、資料2、宮城野原広域防災拠点整備事業に係る追加説明資料、資料3、論点整理表、資料4、答申案をお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは会議に入りますが、御発言の際には、正面にあるマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお願いします。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにくださるよう、あわせてお願いいたします。

それではこれより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、増田部会長にお願いしたいと思います。増田部会長よろしく願いいたします。

増田部会長 本年度第2回目の部会を開催することになりました。少しタイトな予定で進んでおりますが、今日の議論を含めて答申につなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではこれから議事に入ります。はじめに議事録署名委員の指名ですが、奥村委員、京谷委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして会議の公開についてですが、当委員会の運営規定第5条に基づいて、この会議は公開ということにしております。何人か傍聴の方がいらっしゃると思いますが、会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従って傍聴してください。写真撮影や録画については、事務局の指示に従って会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは議事の第1点目です。県民意見の提出状況についてですが、事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは県民意見の提出状況について御報告いたします。資料1を御覧ください。県民からの意見聴取につきましては、宮城野原広域防災拠点整備事業の大規

模事業評価調書、これを1月16日に公表しまして、県が自己評価を行った内容を見ていただく形で実施いたしました。

1の意見募集期間については、1月16日から30日までの2週間で、募集に際しましては、3の(1)にごございます県のホームページなどで情報提供を行うとともに、(2)にごございますとおり、ラジオ、地上波デジタルデータ放送、メールマガジン、フェイスブックを使いまして呼び掛けたほか、県庁、各地方振興事務所並びに県内市町村、これは全市町村になりますが、市役所・役場でのチラシ配布、これらによりまして、県民の方々からの意見募集について周知を図ったところがございます。また、先日の第1回部会での審議につきまして、新聞報道をいただいた際には、記事の中で県民意見の募集に関しても触れられておりました。

その結果ですが、残念ながら意見の提出はございませんでした。事務局といたしましては、今後の大規模事業評価に当たりまして、多くの県民の方々からの御意見をいただけますよう、今後とも、より効果的な周知に一層努めてまいりたいと考えております。県民意見の提出状況につきましては、説明は以上でございます。

増田 部会長

ありがとうございました。只今の説明について御質問、御意見ございますか。募集期間がもう少しとれば良かったのかなというのもあるのですけれども、規定に従って行ったということになっております。よろしいでしょうか。(1)の県民意見の提出状況については、特に具体的な意見の提出はなかったということで、第2点目に進んでいきたいと思っております。

第2点目は、広域防災拠点整備事業そのものの審議ですが、前回の部会においていくつか質問や意見が出されていたかと思っております。特に考慮しておかなければいけない点としては、他県や他地域との連携をこの広域防災拠点が担わなければいけないのではないかとという観点と、費用便益比が計算されてはおりますが、広域防災拠点そのものの便益をどう評価するのかというのは、なかなか難しいですけれども、その2点について意見があったかと思っておりますので、担当課から追加説明をお願いします。

都市計画課

都市計画課でございます。よろしくお願いたします。

それでは説明をさせていただきます。追加説明に先立ちまして、前回部会におきまして、福田委員から他県の防災拠点の規模と比べてどうかという御質問がございましたが、私の方から概ね10ヘクタール程度というお話をさせていただきましたけれども、正確に分かりましたので御報告いたします。

まず三重県と有明の2つでございますが、三重県が約10.6ヘクタールでございます。それから東京の有明が13.2ヘクタールでございます。いずれもだいたい10ヘクタールを超えた規模というところでございます。

それでは追加の検討事項につきまして御説明申し上げます。お手元の資料2、宮城野原広域防災拠点整備事業に係る追加説明資料を御覧いただきたいと思っております。大規模事業評価調書には2点を追加いたしました。

まず1点目でございますが、前回の部会におきまして、増田部会長から費用便益に防災拠点の効果が入っていないと思われるがどうかというお話がございました。これに対しまして、国土交通省の大規模公園費用対効果分析手法マニュアルにおきましては、防災拠点に係る便益の算出方法は示されておられません。従いまして算出は行っていないという説明をしたところであります。御指摘の防災拠点の便

益を含めなくても費用便益比は1.728でございます。費用よりも便益の方が大きく上回っている結果となっております。防災拠点の費用便益の算出方法が確立されているのであれば、それも含めまして費用便益を算出するところでございますけれども、まだその状況に至っていないところでございますので、このような評価とさせていただいたところでございます。

今回、評価調書の方には赤書きのとおり、「本事業においては、マニュアルの費用便益算出には加味していない広域防災拠点としての便益も生ずる。」旨の追記をしたところであります。

2点目でございますが、奥村委員から広域防災拠点の今後の事業展開としまして、宮城県内の災害対応に留まらずに、他の東北各県、全国的な災害への対応についても調書に書き込んでもらいたいとお話ございました。これに関しましては、宮城野原広域防災拠点の整備効果といたしまして、赤書きのとおり「圏域のほぼ中央に位置する宮城野原地区は、他の都道府県が被災した際には、県内の支援部隊の集結、派遣の拠点として適していることから、将来予想される南海トラフ地震や首都圏直下型地震等の広域災害に対する応援を行う場合に、宮城県の応援力を高める施設としての機能を果たせる」と追記しております。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

増田 部会長

追加で面積の説明もありがとうございます。何か追加の御質問等ございますか。それでは特に御意見等ないようですので、第3の答申案の審議の方に進みたいと思います。

お手元の資料4になりますが、前回の審議会の後に参加された皆さんと現地調査に参りました。その席上、現地も含めてなのですけれども、あの地域を走っている活断層の状況とか、事業予定地の北や南には区画整理が終わっていない地域が一部存在したりしていて、この地域の災害対応力はどうなのかというような議論がなされたかと思われました。これらの周辺環境を踏まえて、資料4のような答申を部会長案として作成しています。事務局の方から資料3、資料4について、説明をお願いします。

企画・評価専門監

それでは最初に前回の部会での審議内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。資料3の論点整理表を御覧ください。こちらは評価調書の項目ごとに、委員の皆様からの御質問あるいは御意見と、それに対します事業担当課の回答をそれぞれ要約して記載しております。その主なものといたしましては、Iの事業の概要、IIの事業内容の関係で、他県での災害や全国的な災害への対応、事業計画の規模、周辺既存施設に関する確認などにつきまして御質問並びに御意見をいただきました。更に裏面になりますけれども、IVの評価結果の関係で、費用便益比における防災拠点としての効果などにつきまして御意見をいただきました。これらのうち、県内での災害対応にとどまらず、他県や全国的な災害への対応の関係、それと費用便益比における防災拠点としての効果の関係といった評価調書への追加修正に関する御意見への対応につきましては、先ほど事業担当課より説明させていただいたところでございます。審議結果といたしましては、事業の実施は妥当との方向性が示されたところでございます。

そこで答申案でございますが、これらの審議結果等を踏まえた上で調製させていただきます。それでは答申案を読み上げさせていただきます。資料4、答申案の裏面の別紙を御覧願います。

宮城野原広域防災拠点整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面、評価調書をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面、評価書を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。記といたしまして、事業の実施に当たっては、事業予定地において地震等の災害が発生した場合でも、広域防災拠点としての必要な機能を発揮できるよう、設計の過程で十分な検討を行うこと。

答申案については以上でございます。よろしくお願いいたします。

増田 部 会 長 付帯意見をつけた資料4について、皆さんから御意見があれば伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

奥 村 委 員 資料3の論点整理で私が発言したところがありますが、そのうちの事業概要、事業内容、事業費のところの上から5つ目のところですが、貨物の話とアクセスの話を上上げたのですけれども、当日ちょっと言葉が足らなかったところがありました。「アクセスを考えると大規模災害時にも南側歩道橋を利用できるなど、周辺の関連するものも見直すべきではないか」となっているのですけれども、これを直してくれという意味ではないのですが、今回追加の発言ということをお願いします。防災拠点に物を集積することを考えると、南側に架かっている歩道橋ではなくて、敷地南側に隣接している市の道路がありますが、これは都市計画道路ではないのではないかと。そして現状架かっている橋梁自体の強度というか、耐震性が大丈夫なのかということも調べて欲しいという意図でした。この答申案の裏面にありますが、「事業予定地において災害が発生した場合でも、広域防災拠点としての必要な機能を発揮できるよう、設計の過程で十分な検討を行う」ということに内容的にはすでに盛り込まれていますので、これで結構なのですが、発言の趣旨がちょっと言葉足らずでしたということをお伝えしておきたいと思いません。

増田 部 会 長 ありがとうございます。少し加える点などありますか。

都 市 計 画 課 先生の御指摘のところは、清水小路多賀城線という都市計画道路であります。橋梁の架け替え時期は最近でございますので、いわゆる阪神淡路大震災の基準はクリアしているはずでございますが、広域防災拠点を設計するに当たって、その周辺の公共施設についての耐震化ということの脆弱性といえますか、その対応についても検討しながらやって参りたいというふうに思っております。

増田 部 会 長 恐らくいろいろな物資の輸送や人員などでいずれシミュレーションのようなものもやらないと、どう捌けるのかという問題が出てくると思いますので、実際の設計の段階でそういうのは入っていくのではないかと思います。

京 谷 委 員 増田先生がおっしゃられたように、シミュレーションというのはこれから必要になってくるかと思うのですけれども、どんどん高齢化も進んでいく中で人の変化、社会の変化に応じたシミュレーションというものを意識して設計に当たっていただければと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

都 市 計 画 課 了解いたしました。今回の場合は避難施設というよりは、いわゆる集配の拠点施設として位置づけております。ただ、広域避難所としては向かい側の宮城野原総合運動公園が仙台市の広域避難所になってございますので、そういったところ

の連携も当然あるかと思いますので、設計に際しては配慮していきたいと思っております。

京谷委員 シミュレーションの見直しのようなものを何年か毎に行うとか、そういうことというのは今後あるのでしょうか。設計に一つのシミュレーションで反映してしまつて、建築した後は実勢に合わせた変化というのがないのかどうか。それはこれから考慮していく可能性があるのかどうかという点を教えていただければと思います。

都市計画課 いわゆる構造物の設計となりますと今の一定の基準がございまして、特に阪神淡路大震災を契機として耐震の構造については確立されてきたと思っております。それが今回の東日本大震災において構造物が津波で破壊的にやられたところがありますけれども、地震動の波動の大きさもいろいろ関係はするかと思いますが、そういったところについては一定程度の評価がされていると思っております。

なお、そういった構造物の安全度の照査というのは、当然いろいろな外力の変化があるとともに、設計のやり方が変わってくるというふうには思っております。

一方で、ソフト的に広域防災拠点をどう活用していくのかということについては、今考えられる実証も含めて、様々なシミュレーションをときあるごとに、あるいは社会情勢の変化もございまして、それは当然フレキシブルにやっていくのだらうというふうには思っております。今回広域防災拠点を設計するに当たっては、今考えられる被災の状況、あるいは今回の東日本大震災で起きた状況等を踏まえながら、こういった規模感が良いかということも踏まえて設計をして参りますが、活用する部分については、時代の流れ、社会情勢の流れで変わっていくものと考えております。また、そういった変化にも対応できるような設計にして参りたいと思っております。

増田部会長 井上委員から何か御意見等ございませぬでしょうか。よろしいですか。それでは資料4の答申案で答申をあげたいと思っておりますが、特に修正なしということで委員の皆様方よろしいでしょうか。

全出席委員 了解。

増田部会長 それでは答申については、明後日の2月7日を予定しております。部会を代表して私の方から答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

全出席委員 了解。

増田部会長 それでは、そのような対応をしたいと思っております。今日用意していた議題は以上ですが、委員の方から何かございませぬか。

福田委員 仙台市の北に七北田公園がございませぬが、相当広い公園じゃないかと思うのですけれども、あれは仙台市が管理している公園かと思っておりますが、こちらでいうところの防災拠点公園といった機能は、東日本大震災のときにどのように活用されたのでしょうか。相当面積が大きい公園ですから、二重というとな変なのですが、すぐ近くに大きい公園があつて、また宮城野原と。公園にする分には誰も文句は言わないと思うのですけれども、どうなのかなと。ちょっと教えていただければと思います。

震災・復興企画部理事 発災時の現実を正確に把握している訳ではございませぬが、一般論としてご参考までと思っておりますけれども、発災時の避難場所としては、一時的に避難する避難所という、小学校とか中学校が避難所に充てられておまして、そういう機能がございませぬ。それからもう少し広い範囲で、例えば避難所の周辺が火災に遭つ

て、大規模な人員の方が避難する必要が生じた場合等については、広域避難場所という位置付けがございまして、七北田公園がどうなっているかという事実の確認はこれからしなければなりません、先ほど櫻井課長の方から申し上げました、宮城野原の運動公園部分は広域避難場所という広域的に人が集まれる場所の位置付けを仙台市がしております。そういった箇所が市内に何箇所かございますので、七北田公園ももしかするとそういう指定になっているかも知れませんが、事実確認をしなければいけません。

そういった使われ方をするのではないかということで、防災拠点としては広域避難場所に重ねる訳にはいきません。物資の集積や応援隊の集結する場所と、一般の県民の方、市民の方が集まれる場所というのは、明確に分けなければならぬと考えておりますので、もし七北田公園が広域避難場所になっているとすれば、広域防災拠点としての活用というのはいろいろ調整しないと難しいだろうと思っております、県内全域に対する支援としては、しっかりとした広域防災拠点として、今回の宮城野原地区を確保した上で、対応するというのが基本的な考え方でございます。

すみません、広域避難場所に七北田公園もなっております。仙台市の管理になっております。

福田委員　　そうすると、ダブルという形になるのでしょうか。

震災・復興企画部理事

ダブルではなくて、県民の方、市民の方が大規模に集まって、二次避難的に集まれる場所という位置付けをされているので、例えばそこに物資集積等の機能は今のところ付与することはできず、仙台市が調整の上、広域避難場所を縮小するなり、変更するなりして地域的なある程度のネットワークを組んでですね、広域防災拠点の一役割を果たせるというような位置付けを仙台市がすれば活用できるかも知れませんが、今のところ、県民、市民の方が集まる場所としての位置付けがされているという状況でございます。

福田委員　　分かりました。

増田部会長

恐らく奥村先生が緊急時の物資の物流の話は専門でいらっしゃるのだと思うのですが、例えば「あすと長町」のところに倉庫が建ったりですね、今予定していないような場所に作らなければいけなかったことがいくつああって、そういうものをあらかじめこの広域防災拠点で受け入れるという形を作っておこうということだと思っております、今回の震災で上手くいったところもあるし、上手くいかなかったことも多々ああって、そういう反省も含めて県の広域防災拠点を作ろうということが一番大きな発案・発議の課題だのではないかなと思います。

奥村委員

広域的な物資の搬送というと、本当は一番良いのは元々倉庫として作られた施設で、民間が使っている倉庫を空けてもらうことが出来れば、そこを使うのが一番良いのです。フォークリフトとかの機械類などがそのまま使えるということが大事なのです。そういう意味でいうと、実は既存の都市公園で作られたところというのは、はじめから機械が入って物を運ぶということを想定せずに作っていますから、機械で物を積み卸しするということになると、上手く使えないということが明らかになってございまして、そういう意味で既存の公園の中をちょっと変えて、そういう物流の機能を大々的に持たせるというのは結構難しいのです。ですので、ここみに最初からそのつもりで作るということで、設計の早い段階から考慮すれば、機械を使った物流に対応出来るものが作れるのかなと思っております。

ます。

増田 部会長 よろしいでしょうか。最後の意見の確認もできましたので、以上で今日の部会
は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。事務局に戻します。

司 会 御審議ありがとうございました。本年度の大規模事業評価部会は本日の開催が
最後となっております。来年度の開催予定等につきましては、あらためて御連絡
させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、平成25年度第2回宮城県行政評価委員会大規模
事業評価部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人

印

議事録署名人

印